

|      |            |
|------|------------|
| 証券番号 | F191726266 |
|------|------------|

## 疾病手術保険金等支払倍率変更特約

### 第1条（疾病手術保険金の支払条件の変更）

この特約を適用する保険契約については、疾病補償特約第3条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金の計算）（10）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

（10）本条（9）の疾病手術保険金は、1回の手術（注6）について次の算式によって算出した額とします。

① 入院中（注7）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{疾病手術保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{20}$$

② 本条（10）①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{疾病手術保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{5}$$

」

### 第2条（疾病放射線治療保険金の支払条件の変更）

この特約を適用する保険契約については、疾病補償特約第3条（疾病入院保険金、疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金の計算）（14）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

（14）本条（13）の疾病放射線治療保険金は、1回の放射線治療について次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{疾病放射線治療保険金の額}} = \boxed{\text{疾病入院保険金日額}} \times \boxed{10}$$

」

### 第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、疾病補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

|      |            |
|------|------------|
| 証券番号 | F191726267 |
|------|------------|

## 傷害手術保険金支払倍率変更特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、傷害補償（MS&AD型）特約「用語の説明」、傷害補償（標準型）特約「用語の説明」および普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

|   | 用語     | 説明   |
|---|--------|--|
| し | 傷害補償特約 | 傷害補償（MS&AD型）特約または傷害補償（標準型）特約のうち、この保険契約に適用されるものをいいます。 |

### 第1条（傷害手術保険金の支払条件の変更）

（1）この保険契約に傷害補償（MS&AD型）特約が適用される場合、当社は、この特約により、傷害補償（MS&AD型）特約第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）（5）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（5）当社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害を被り、その直接の結果として傷害手術保険金支払対象期間（注3）内に病院または診療所において、その傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、1回の手術（注4）について、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。

- ① 入院中（注5）に受けた手術の場合  
 $\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{20}$
- ② 本条（5）①以外の手術の場合  
 $\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{5}$

」  
 （2）この保険契約に傷害補償（標準型）特約が適用される場合、当社は、この特約により、傷害補償（標準型）特約第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）（5）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（5）当社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限り傷害手術保険金を支払います（注4）。

- ① 入院中（注5）に受けた手術の場合  
 $\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{20}$
- ② 本条（5）①以外の手術の場合  
 $\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times \boxed{5}$

### 第2条（傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長特約の読み替え）

この保険契約に傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長（ $\boxed{365}$ 日）特約が適用される場合、同特約第1条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）（3）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「（3）傷害手術保険金支払倍率変更特約による読み替え後の傷害補償（標準型）特約第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）（5）の規定中「180日以内」とあるのは「 $\boxed{365}$ 日以内」と読み替えて適用します。

### 第3条（傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮特約の読み替え）

この保険契約に傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数短縮（ $\boxed{120}$ 日）特約が適用される場合、当社は、この特約により、同特約第1条（傷害補償（標準型）特約の読み替え）②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「② 傷害手術保険金支払倍率変更特約による読み替え後の傷害補償（標準型）特約第6条（傷害入院保険金および傷害手術保険金の計算）（5）の規定中「180日以内」とあるのは「 $\boxed{120}$ 日以内」と読み替えて適用します。」

### 第4条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、傷害補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

|      |            |
|------|------------|
| 証券番号 | F191726266 |
|------|------------|

## がん手術保険金等支払倍率変更特約

### 第1条（がん手術保険金の支払条件の変更）

この特約を適用する保険契約については、がん補償特約第3条（がん入院保険金、がん手術保険金およびがん放射線治療保険金の計算）（10）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「  
（10）本条（9）のがん手術保険金は、1回の手術（注6）について次の算式によって算出した額とします。

① 入院中（注7）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{がん手術保険金の額}} = \boxed{\text{がん入院保険金日額}} \times \boxed{20}$$

② 本条（10）①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{がん手術保険金の額}} = \boxed{\text{がん入院保険金日額}} \times \boxed{5}$$

」

### 第2条（がん放射線治療保険金の支払条件の変更）

この特約を適用する保険契約については、がん補償特約第3条（がん入院保険金、がん手術保険金およびがん放射線治療保険金の計算）（13）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「  
（13）本条（12）のがん放射線治療保険金は、1回の放射線治療について次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{がん放射線治療保険金の額}} = \boxed{\text{がん入院保険金日額}} \times \boxed{10}$$

」

### 第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、がん補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

|      |            |
|------|------------|
| 証券番号 | F191726266 |
|------|------------|

## 女性特定がん手術保険金等支払倍率変更特約

### 第1条（特定がん手術保険金の支払条件の変更）

この特約を適用する保険契約については、女性特定がん補償特約第2条（特定がん入院保険金、特定がん手術保険金および特定がん放射線治療保険金の計算）（5）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「  
（5）本条（4）の特定がん手術保険金は、1回の特定がん手術（注4）について次の算式によって算出した額とします。

① 入院中（注5）に受けた特定がん手術の場合

$$\boxed{\text{特定がん手術保険金の額}} = \boxed{\text{特定がん入院保険金日額}} \times \boxed{20}$$

② 本条（5）①以外の特定がん手術の場合

$$\boxed{\text{特定がん手術保険金の額}} = \boxed{\text{特定がん入院保険金日額}} \times \boxed{5}$$

」

### 第2条（特定がん放射線治療保険金の支払条件の変更）

この特約を適用する保険契約については、女性特定がん補償特約第2条（特定がん入院保険金、特定がん手術保険金および特定がん放射線治療保険金の計算）（8）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「  
（8）本条（7）の特定がん放射線治療保険金は、1回の放射線治療について次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{特定がん放射線治療保険金の額}} = \boxed{\text{特定がん入院保険金日額}} \times \boxed{10}$$

」

### 第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、女性特定がん補償特約および普通保険約款の規定を準用します。